

## 防災行政無線の音楽放送変更と戸別受信機の設置・管理・故障

市では、災害時の情報伝達手段のひとつとして、防災行政無線を整備し運用しています。災害時や気象情報、行政からのお知らせを屋外子局（スピーカー）や戸別受信機からすばやく情報を伝えるシステムです。平常時には機器の点検を兼ねて音楽放送をしています。

### 音楽放送が変わります。（6月1日から）

	午前6時	正午	午後5時
屋外子局	終了	継続	継続
戸別受信機	終了	継続	継続*

\*大宮地域は、新たに午後5時のみ放送を開始します。

### 戸別受信機の設置・管理・故障

- ・市では1世帯に1台、戸別受信機を無償で貸し出しています。
- ・引っ越しなどで不要になった場合は、危機管理課・各支所に返却してください。
- ・使用者の住所が変更になった場合は、危機管理課にお申し出ください。

#### ○故障かなと思ったら・・・

- Q 放送終了後や平常時に「ピー音（電子音）」が鳴る、「電源/着信ランプ」が赤でピカピカ（点滅）している。
  - A 内蔵している乾電池が消耗しているか、入っていない状態です。新しい乾電池と交換してください。（乾電池の交換費用は使用者の負担となります。）  
乾電池を交換する場合は、電源スイッチを「切」にしてから行ってください。（電源スイッチは横置きは右横、縦置きは下側にあります。）
- Q 放送が繰り返し流れている。
  - A 録音する機能があります。「再生」ボタンを押すと新しい放送から聞くことができます。「解除」ボタンを押すと再生が止まります。
- Q 何も放送していない。
  - A 音楽放送で受信しているか確認できます。なお、古い戸別受信機（アナログ方式）を使用している場合は受信しません。危機管理課にご相談ください。
- Q 電源/着信ランプが赤で点いたまま（点灯）している。
  - A 故障の可能性があります。危機管理課にご相談ください。

☎ 危機管理課 危機管理G ☎52-1111 内線385

## 新婚家庭の家賃を助成します

対象者	・家賃額5万円以上の民間賃貸住宅に入居しているご夫婦 ・交付申請時に婚姻日から3年以内であり、どちらも40歳未満のご夫婦
助成額	月額1.5万円（家賃から住宅手当を控除した実質家賃負担額が1.5万円未満の場合はその金額） ※交付は年度末にまとめて行います。
助成期間	申請のあった翌月から最長48か月間
申込方法	定住推進課へ必要書類提出

※この他にも交付の要件があります  
※令和6年3月31日以前に入居（住民登録）された方は、制度内容が異なります。  
詳細は市ホームページをご確認ください。



▲詳細

☎ 定住推進課 定住推進G ☎52-1111 内線120